

# リユース裁判勝利！

## つぼ八裁判に続き会社の 不当労働行為が認定される！

会社は直ちに下記の文章を本社正面玄関、新幹線鉄道事業本部、東京第一運輸所、東京第二運輸所の見やすい場所に10日間掲示しろ！

平成4年3月16日、当会社新幹線鉄道事業本部東京運転所助役がジェイアール東海労働組合新幹線地方本部東京運転所分会の組合員に対し、組合からの脱退を勧奨したことは、中央労働委員会によって、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されましたので、今後このような行為を繰り返さないようにします。

**最高裁が会社の上告を棄却！**